

広島県告示第百三十三号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定によって指定した次の海岸保全区域を廃止する。

平成三十一年二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 昭和三十三年広島県告示第百四十三号で指定した海岸保全区域のうち、次の海岸保全

区域

海岸名

水呑漁港海岸

二 昭和五十九年広島県告示第七百六十六号で指定した海岸保全区域のうち、次の海岸保全

区域

1 海岸名

田尻漁港海岸

2 地区海岸名

田尻地区海岸

3 地先海岸名

田尻地先海岸